



足達東京会会長（左）と名倉東税政会長

◎なぜ税理士政治連盟が必要か

税理士政治連盟は、あくまでも税理士法第49条の11の建議権に基づく政治活動を行う団体であり、税理士会の目的に添った要望実現のためにのみ活動を行っております。

税理士会は税理士法に基づく特別民間法人であり、政治活動を行うには制限があるために、税理士会とは別の団体として「税理士政治連盟」があります。

税理士会と税理士政治連盟は車の両輪、表裏一体の関係にあります。

◎会員は

税政連の成果は全ての税理士が享受します。政治連盟がその目的である税理士会の要望を実現するためには、一人ひとりの税理士の理解と協力が不可欠です。

◎活動内容は

税制改正要望の実現のため、税理士制度に関する重要な課題解決のため、税理士会の意見が法律化できるように、あくまでも税理士会の活動に理解ある政党や国会議員等に対し、陳情活動を行っております。与党・野党・政党問わず陳情します。

税制改正要望・税理士制度改正要望など

税理士会

第49条の11

税理士政治連盟

政党・国会議員など

成果

◎ 税理士法改正 ◎

令和4年改正

- ・税理士の業務の電子化の推進
- ・税理士試験受験資格要件の緩和
- ・税理士事務所の該当性の判断基準の見直し等

◎ 税制改正 ◎

令和6年度税制改正

- ・法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限延長
- ・賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設
- ・中小法人に対する外形標準課税適用の見送り

令和5年度税制改正

- ・小規模事業者に対するインボイス制度の負担軽減措置
- ・特定非常災害に係る損失の繰越控除期間の延長等

◎ その他 ◎

税理士法による無償独占業務の堅持

「税理士政治連盟」は、
税理士法第1条の使命を全うするために、
なくてはならない団体です。